

司法試験改革について（案）

◆ 法曹養成制度関係閣僚会議決定（平成25年7月16日）

- ◎ 法務省において1年以内に法案を提出するとされている事項
 - ① 受験回数制限を5年5回に緩和
 - ② 司法試験の短答式試験を憲法・民法・刑法に限定

- 推進室において検討すべきとされている事項
 - ① 司法試験論文式試験科目の削減（選択科目の廃止を含む）
※予備試験との関係に留意
 - ② 司法試験予備試験制度の在り方を検討



《推進室案》

1 司法試験の論文式試験につき、選択科目を廃止する

【趣旨】 試験科目としては基本科目のみとし、専門的分野は法科大学院での履修に委ねることで、より幅広い学習が可能となるとともに、法律基本科目に集中して学ぶことが可能となる（特に法学未修者にとって重要）

2 司法試験科目との関係を考慮し、予備試験科目も一部変更

○ 短答式試験科目を憲法・民法・刑法の3科目＋一般教養とする

【趣旨】 司法試験で短答式試験科目を3科目に限定することに伴い、予備試験でも同様の考え方を取るもの

○ 論文式試験に選択科目を追加し、一般教養科目を廃止

【趣旨】 司法試験の選択科目を廃止することに伴うもの

○ 一般教養科目（短答）は、大学卒業（と同程度）の学歴により免除

【趣旨】 大卒程度の学歴があれば、法科大学院修了者と同等の一般教養を備えていると判定することは可能

3 予備試験の在り方（制限すべきか等）については、更に検討

受験回数制限の緩和について

現行制度

【受験期間・回数制限】

法科大学院課程の修了の日又は司法試験予備試験の合格発表の日後の最初の4月1日から5年の期間内に3回の範囲内で受験することができる(司法試験法4条)。

【制度趣旨】

- 旧司法試験下 ①受験競争の激化→受験技術優先傾向に伴う質の低下への懸念
↓
②多数の「司法試験浪人」による社会的損失
新しい法曹養成制度
① 法科大学院における教育の成果が薄れないうちに司法試験を受験させる
② 受験生の滞留を回避し、本人に早期の転進を促す

改正の必要性

- 司法試験合格率の低迷:単年合格率25%程度,累積合格率で5割程度
↓
法曹を目指すことの高リスクと感じられ,法曹を目指すことを敬遠する一因
- 法科大学院を修了して受験資格を取得してもすぐに受験しない「受け控え」
↓
受験期間と受験回数を一致させれば,全ての受験生が法科大学院教育の効果が最も高いときから間断なく受験することになる。



改正案

法科大学院課程の修了の日又は司法試験予備試験の合格発表の日後の最初の4月1日から5年の期間内に5回,受験することができることとする

(なお,改正法施行時に既に法科大学院修了等から5年を経過した者については,法科大学院教育の成果が維持されると考えられる期間を過ぎているため,受験資格を復活させる経過措置はとらない)

司法試験改革について(案)

現行制度

改正案

◎閣僚会議決定事項 ☆推進室検討事項

受験回数制限

法科大学院修了又は予備試験合格後、5年間に3回まで

受験回数制限

◎法科大学院修了又は予備試験合格後、5年間に5回まで

司法試験

<短答式試験>

- ・公法系科目(憲法, 行政法)
- ・民事系科目(民法, 商法, 民事訴訟法)
- ・刑事系科目(刑法, 刑事訴訟法)

<論文式試験>

- ・公法系科目(憲法, 行政法)
- ・民事系科目(民法, 商法, 民事訴訟法)
- ・刑事系科目(刑法, 刑事訴訟法)
- ・選択科目(倒産法, 租税法, 経済法, 知的財産法, 労働法, 環境法, 国際関係法(公法系), 国際関係法(私法系)から1科目選択)

司法試験

<短答式試験>

- ・憲法
- ・民法
- ・刑法

<論文式試験>

- ・公法系科目(憲法, 行政法)
- ・民事系科目(民法, 商法, 民事訴訟法)
- ・刑事系科目(刑法, 刑事訴訟法)

予備試験

<短答式試験>

- 憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法, 一般教養科目

<論文式試験>

- 憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法, 一般教養科目, 法律実務基礎科目

予備試験

<短答式試験>

- 憲法, 民法, 刑法, 一般教養科目(免除あり)

<論文式試験>

- 憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法, 選択科目, 法律実務基礎科目

<口述試験>

法律実務基礎科目(民事・刑事)

<口述試験>

法律実務基礎科目(民事・刑事)

